

ナビゲーションシステムとは

ルート探索について

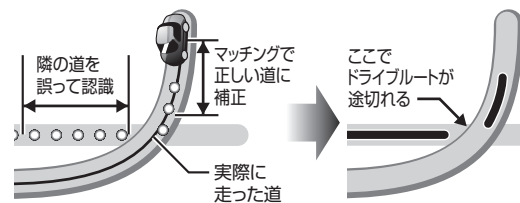
- 次のような場合は、故障ではありません。
- 冬季の閉鎖・歩行者天国などで通行できない場合があります。
- 細街路探索時、通行不可能な歩道や階段などを含めたルートを作ることがあります。
- 新道の開通などにより通行できない場合があります。
- 実際に通行できない道を表示する場合があります。
- 再探索してもルートが変わらない場合があります。
- ルートが渋滞している場合があります。
- 目的地まで道路がなかったり、細い道しかない場合は目的地から離れた所までしかルート表示しない場合があります。
- 高架下の一般道路の案内を行う場合があります。逆の場合もあります。
- Uターンするルートを表示する場合があります。

ルート案内について

- 次のような場合は、故障ではありません。
- 交差点で曲がるのに、案内されない場合があります。交差点名称が案内されない場合もあります。
- 右左折案内が実際の道路形状と異なる案内をすることがあります。
- 案内ルートをはずれて手前の交差点等で曲がったときなどに音声案内される場合があります。
- 方面案内が表示/案内されない高速道路・有料道路があります。
- 交差点拡大図が実際の道路形状と合わないことがあります。
- 案内距離が多少ずれることがあります。

ドライブルートについて

- ドライブルートには、下記のような制約があります。
- ルート案内中に目的地を別の場所に設定しなおした場合は、その目的地に着くまでルートを記録し続けます。
- 以下の場合は、その地点までの仮データが保存されます。(ルートの記録は終了します)
 - ・行き先を取り消した場合
 - ・走行距離が約180 km以上になる場合
 - ・ドライブルートを呼び出した場合
 - ・帰路探索を行った場合
- 新設道路や駐車場など、本機に収録されていない箇所を通った場合、ルートは画面上に表示されますが、音声案内は行いません。
- 目的地に到着してすぐ(または、ドライブルートの記録終了直後) イグニッションをOFFにすると、仮データが保存されない場合があります。
- フェリーでの移動など、イグニッションがOFFの状態でも長距離を移動した場合は、その区間のドライブルートが途切れる場合があります。
- 走行環境やGPS衛星の状態により自車マークが正しく表示しなかった場合は、誤ったドライブルートが記録される場合があります。また、マッチングなどで正しい自車位置に補正されたときは、ドライブルートが途切れる場合があります。



VICS についてのお問い合わせ

- VICSの車載機の動作、その他に関するもの
- VICSのサービスエリアに関するもの
- その他、上記に類するもの

これらの内容は、お買い上げいただいた販売店またはお近くの「サービス相談窓口」にお問い合わせください。

VICSの概念、計画、または表示された情報内容に関することは、(財)VICSセンターへお問い合わせください。(但し、地図表示型の表示内容は除く)

(財)VICSセンター(東京センター)

電話受付番号	9:30 ~ 17:45 (土曜・日曜・祝祭日を除く) 0570-00-8831 (全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。携帯電話/PHSからはご利用できません。)
携帯電話/PHS専用	03-3592-2033 (東京) 06-6209-2033 (大阪)
FAX受付	<24時間>
FAX番号	03-3592-5494

VICS削除リンクに関する告知

VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)を地図上に表示するためあらかじめ本機に情報提供用の単位(以下、VICSリンクと称します)を設定しています。道路形状や交通施設の変化にとまらぬ、より正確な情報提供をするため、必要に応じ、毎年、VICSリンクの追加・変更が行われます。過去からのVICSリンクの情報を永続的に提供することは容量などの理由で不可能です。追加・変更が行われた場合、該当のVICSリンクについて3年間は情報提供が行われますが、それ以降は、情報提供が打ち切られることになっております。このため、VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)の表示は「本製品」発売後、3年程度で一部の道路において情報が表示されなくなることがあります。

VICS情報有料放送サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 財団法人道路交通情報通信システムセンター(以下「当センター」といいます。)は、放送法(昭和25年法律第132号)第52条の4の規定に基づき、このVICS情報有料放送サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) VICSサービス: 当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
- (2) VICSサービス契約: 当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約
- (3) 加入者: 当センターとVICSサービス契約を締結した者
- (4) VICSデスクランブラー: FM多重放送局からのスクランブル化(攪乱)された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第2章 サービスの種類等

(VICSサービスの種類)

第4条 VICSサービスには、次の種類があります。

- (1) 文字表示型サービス: 文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (2) 簡易図形表示型サービス: 簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (3) 地図重畳型サービス: 車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICSサービスの提供時間)

第5条 当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。